

# 大分県報

令和三年  
第一八二号  
二月十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一  
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二  
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請……………三  
大規模小売店舗に係る公示（二件）……………四  
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………五  
公 告  
競争入札参加者の資格に関する公示……………七  
一般競争入札の実施表……………八

### ○告示

#### 大分県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在地

指定年月日

元村眼科

開設者の氏名

白杵市洲崎七二番地七五号

令三・一・一

種

能

類

洗浄施設

力 ○・〇五㎡

工事着手予定年月日

令三・三・二二

|          |              |               |        |
|----------|--------------|---------------|--------|
| ごとう歯科医院  | 後藤嘉之         | 日田市東町三十一      | 〃      |
| つじた薬局山国店 | 辻田和生         | 中津市山国町守実一四の三  | 〃      |
| のぞみ調剤薬局  | 株式会社のとぞみ調剤薬局 | 杵築市大字杵築二二〇番地四 | 令三・二・一 |
| すみれ調剤薬局  | 有限会社メデイネット   | 中津市豊田町六一四     | 〃      |

#### 大分県告示第百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
大分市大字旦野原七百番地  
国立大学法人 大分大学  
学長 北野正剛
- 特定事業場の所在地及び名称  
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地  
大分大学挾間キャンパス
- 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二  
イ 洗浄施設

令和三年二月十六日

大分県報（告示）

一

|  |                     |            |                   |                |   |  |   |            |            |            |   |            |                    |                    |  |                 |              |            |  |                         |             |             |   |            |  |   |  |
|--|---------------------|------------|-------------------|----------------|---|--|---|------------|------------|------------|---|------------|--------------------|--------------------|--|-----------------|--------------|------------|--|-------------------------|-------------|-------------|---|------------|--|---|--|
| 工事完成予定年月日<br>令三・三・三一   | 使用開始予定年月日<br>令三・四・一 | 使用時間<br>間欠 | 一日当たりの使用時間<br>八時間 | 使用の季節的変動<br>なし | 汚水等の一日当たりの量                             |  | 項目<br>水素イオン濃度<br>生物化学的酸素要求量<br>浮遊物質<br>窒素含有量<br>リン含有量 | 単位<br>mg/l | 通常<br>〇・〇五 | 最大<br>〇・〇六 | 項目<br>水素イオン濃度<br>生物化学的酸素要求量<br>浮遊物質<br>窒素含有量<br>リン含有量 | 単位<br>mg/l | 通常<br>六〇<br>五<br>三 | 最大<br>八〇<br>七<br>五 | 4 汚水等の処理の方法<br>設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。 | 5 排出水の量及び汚染状態の値 | 排水口名<br>排水口A | 一日当たりの排出水量 |  | 単位<br>m <sup>3</sup> /日 | 通常<br>二三五・二 | 最大<br>三〇八・七 | 項目<br>水素イオン濃度<br>生物化学的酸素要求量<br>化学的酸素要求量<br>浮遊物質<br>窒素含有量<br>リン含有量 | 単位<br>mg/l | 通常<br>六・一〇六・五<br>一・二二五<br>三<br>〇<br>一・六二五<br>〇・六二五 | 最大<br>六・一〇六・五<br>二・二五<br>六<br>〇<br>三・二五<br>一・二五 |  |
|  |                     |            |                   |                | その他参考となるべき事項<br>公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ |  |   |            |            |            |   |            |                    |                    |  |                 |              |            |  |                         |             |             |   |            |  |   |  |
| 大分県告示第百十号<br>瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。<br>なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。<br>令和三年二月十六日<br>大分県知事 広瀬勝貞<br>一 申請の概要<br>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名<br>竹田市炭竈六百七十九―一<br>大成・菅・友岡特定建設工事共同企業体<br>所長 我妻敏昭<br>2 特定事業場の所在地及び名称<br>竹田市大字志土知・川床地内<br>大成・菅・友岡特定建設工事共同企業体玉来ダム本体工事作業所<br>3 特定施設の種類<br>水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント<br>4 変更しようとする事項の内容<br>排出水の量及び排出水の汚染状態<br>5 汚水等の処理の方法 |                     |            |                   |                |   |  |   |            |            |            |   |            |                    |                    |  |                 |              |            |  |                         |             |             |   |            |  |   |  |

| 抽出物質含有量 | ノルマルヘキサン含有量 | りん含有量 | 窒素含有量 | 浮遊物質質量 | 化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量 | 水素イオン濃度    | 項目  | 汚水等の一日当たりの量 |      | 使用の季節的変動 | 一日当たりの使用時間 | 使用時間間隔 | 使用開始予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 工事着手予定年月日 | 主要寸法  | 構造   | 能力式                  | 処理方法              | 種別     | 区分  |
|---------|-------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|-----|-------------|------|----------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|---|------|----------------------|-------------------|--------|-----|
|         |             |       |       |        |          |            |            |     | 単位          | 単位   |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |
| 一未満     | 一・五         | 一〇    | 四、〇〇〇 | 一〇     | 一〇       | 一〇         | 一一         | 処理前 | 一、九八五       | 通常の前 | なし       | 二四時間       | 連続     | 既設        | 既設        | 既設        | 縦二・三三m×横九・五三m×高さ二・四六m<br>縦二・三三m×横一〇・五三m×高さ四・九一m | 鉄骨構造 | 二五〇m <sup>3</sup> /時 | 炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式 | 濁水処理装置 | 変更前 |
| 一未満     | 一・五         | 一〇    | 一五    | 一〇     | 一〇       | 一〇         | 六・五<br>八・五 | 処理後 | 一、九八五       | 通常の後 |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |
| 五       | 二           | 一五    | 五、〇〇〇 | 一五     | 一五       | 一五         | 一一         | 処理前 | 二、一七二       | 最大の前 |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |
| 五       | 二           | 一五    | 一五    | 一五     | 一五       | 一五         | 六・五<br>八・五 | 処理後 | 二、一七二       | 最大の後 |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |
| 一未満     | 〇・五         | 三・五   | 四、〇〇〇 | 三・五    | 三・五      | 三・五        | 一一         | 処理前 | 四、五〇〇       | 通常の前 | 同上       | 同上         | 同上     | 同上        | 同上        | 同上        | 同上  | 同上   | 同上                   | 同上                | 同上     | 同上  |
| 一未満     | 〇・五         | 三・五   | 五     | 三・五    | 三・五      | 三・五        | 六・五<br>八・五 | 処理後 | 四、五〇〇       | 通常の後 | 同上       | 同上         | 同上     | 同上        | 同上        | 同上        | 同上  | 同上   | 同上                   | 同上                | 同上     | 同上  |
| 二       | 二           | 一五    | 五、〇〇〇 | 一五     | 一五       | 一五         | 一一         | 処理前 | 六、〇〇〇       | 最大の前 |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |
| 二       | 二           | 一五    | 一五    | 一五     | 一五       | 一五         | 六・五<br>八・五 | 処理後 | 六、〇〇〇       | 最大の後 |          |            |        |           |           |           |   |      |                      |                   |        |     |

令和三年二月十六日

大分県報(告示)

三

| 6 排出水の量及び汚染状態の値 |            |       |         |            |          |      |       |       |                 |   |
|-----------------|------------|-------|---------|------------|----------|------|-------|-------|-----------------|---|
| 項目              | 一日当たりの排出水量 |       | 水素イオン濃度 | 生物化学的酸素要求量 | 化学的酸素要求量 | 浮遊物質 | 窒素含有量 | りん含有量 | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 区 |
|                 | 単位         | 単位    |         |            |          |      |       |       |                 |   |
| 通常              | 通常         | 一、九八五 | 六・五〇八・五 | 一〇         | 一〇       | 一五   | 一〇    | 一・五   | 一未満             | 変 |
| 最大              | 最大         | 二、一七二 | 六・五〇八・五 | 一五         | 一五       | 一五   | 一五    | 二     | 五               | 更 |
| 通常              | 通常         | 四、五〇〇 | 六・五〇八・五 | 三・五        | 三・五      | 五    | 三・五   | 〇・五   | 一未満             | 変 |
| 最大              | 最大         | 六、〇〇〇 | 六・五〇八・五 | 一五         | 一五       | 一五   | 一五    | 二     | 二               | 更 |
| No.1            |            |       |         |            |          |      |       |       |                 |   |
| 同上              |            |       |         |            |          |      |       |       |                 |   |

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和三年二月十六日から同年三月九日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所

大分県告示第百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ宇佐駅川店

宇佐市大字法鏡寺字上浦九十八番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（一）大規模小売店舗を設置する者

株式会社カリノ

代表取締役 馬 場 英 治

熊本県熊本市中央区安政町一番二号

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年九月二十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（一）駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 八十台

（二）駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No一 建物南側 十八台

駐輪場No二 建物南側 九台

合計 二十七台

（三）荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 五十平方メートル

（四）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北側 二十・四八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

（三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地東側及び南側

（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年一月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

令和三年二月十六日から令和三年六月十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年六月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年二月十六日

大分県報（告示）

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス湯布院店

由布市湯布院町川上字奈良田三千十三番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横 山 英 昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年九月二十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百八十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 五十台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物敷地南側 十四台

駐輪場No.二 建物東側 十一台

合計 二十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 三十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 十・九九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地南東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年一月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

令和三年二月十六日から同年六月十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年六月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 県営中山間地域総合整備事業<br>(農業用排水施設整備)<br>(農道整備)<br>(ほ場整備) |
| 地区名  | 竹田西部地<br>区                                       |
| 縦覧期間 | 令三・二・一六から<br>令三・三・八まで                            |
| 縦覧場所 | 竹田市役所  |

## ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三三七二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類及び予定数量  
再生P P C複写紙 A 4（年間単価契約）  
予定数量 一万九千六百八十箱（一箱 二千五百枚）
- 二 競争入札の参加者資格
  - 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
    - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
    - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
    - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
    - (四) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - (五) 国税又は都道府県税を滞納している者
    - (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）にお

いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

### 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### 1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

#### 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五六

#### 3 申請の時期

令和三年二月十六日（火曜日）から同年三月十二日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

### 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### 1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

#### 2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

### 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

#### 1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

#### 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

### 六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

令和三年二月十六日

大分県報（告示・公告）

- (一) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合  
 (二) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

④ 廃業等の届出又は入札参加を希望してゐる業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加をせざることを決定した業者の且つ前記入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和3年2月16日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量  
 再生 P C 複写紙 A 4 (年間単価契約)  
 予定数量 19,680箱 (1箱 2,500枚)

- (2) 納入期限  
 別途定める日

- (3) 納入場所  
 大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を取得している者であること。  
 (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。  
 (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。  
 (5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて

いない者であること。

- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。  
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間  
 大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を、令和3年2月16日(火)午前10時から同年3月26日(金)午前10時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)様式第5号)」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年3月26日(金)午前10時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
 電話 097-506-2966

入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

- (1) 申請の時期  
 令和3年2月16日(火)から同年3月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分



|   |   |
|---|---|
| <p>ら午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.aitajp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班<br/>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号<br/>電話 097-506-2966</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年4月1日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和3年4月1日(木)午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和3年4月1日(木)午前10時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> | <p>開札予定日時 令和3年4月1日(木)午前10時30分</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約予定総額(契約単価に契約予定数量を乗じた金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他</p> |
|---|---|

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary

(1) Recycled PPC Paper A4 (unit price contract per year)

Expected Quantity of 19,680 boxes  
(a box of 2,500 sheets)

(2) Time limit for tender

10 : 00 am. 1 st pril . 2021

(3) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2966